

YAHOO! 広告 JAPAN

広告実装ガイドライン

LINE ヤフー株式会社
2024年2月19日

目 次

第 1 章 広告実装ガイドラインと広告実装判断	2
1. 広告実装ガイドラインについて.....	2
2. 配信停止、契約解除について.....	2
3. 広告配信先運営者の義務について.....	2
第 2 章 広告実装に関するポリシー	3
1. 広告実装.....	3
2. 個別に広告実装に規定があるもの.....	3
第 3 章 表記に関するポリシー	5
1. 広告表記.....	5
2. 個別に広告表記等に規定があるもの.....	5
3. インフォメーションアイコン.....	6
4. データ取得時のサイト表記.....	6

第1章 広告実装ガイドラインと広告実装判断

1. 広告実装ガイドラインについて

広告実装ガイドラインは、Yahoo!広告とそれに関連する広告サービスの広告配信先運営者および広告を掲載する配信先サイト、アプリケーション等(以下、「広告配信先」)に適用される基準です。

広告配信先運営者は、広告実装についてこの基準を遵守する必要があります。

2. 配信停止、契約解除について

本ガイドラインへの抵触が発見された場合、当社は予告なく広告配信の停止を行い、提供しているツール、レポート等の全部または一部の提供を停止します。

また、何らの通知または催告なく、広告配信先運営者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく配信の全部または一部を停止し、または契約を解除もしくは解約して、それによって生じた損害の賠償を広告配信先運営者に請求することがあります。

3. 広告配信先運営者の義務について

広告配信先運営者または当社が広告主等やその他の第三者から広告配信先に関するクレームを受けた場合、広告配信先運営者の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる迷惑も及ぼさず、また当社が被った損害(弁護士費用を含む)を補償する必要があります。

第2章 広告実装に関するポリシー

1. 広告実装

以下のような実装はできません。

- (1) 当社が許可していない広告配信先への実装
- (2) ユーザーのコンテンツ閲覧を阻害するタイミングでの広告リクエスト
- (3) 広告クリックに報酬が伴う、または伴うと誤認する実装
- (4) ユーザーの行動を阻害する実装
- (5) ユーザーが意図しないクリックを誘発する実装
- (6) タッチ、マウスイベント等、広告上のユーザー操作に特定の挙動を発生させる実装
- (7) ブログパーツ、RSS 等への実装
- (8) 配信される広告に対して不適切な表現を用いた掲載枠への実装
- (9) 広告のデコレーション
- (10) 広告配信タグ、返却値の改ざん(例外として、広告の一部非表示や省略を認めている広告商品は技術仕様書を遵守すること)
- (11) 無効インプレッションを発生させる実装
- (12) 広告同士が重なって表示される実装
- (13) ユーザーの意図に反して自動で音声再生される実装
- (14) その他当社が不適切と判断した実装

2. 個別に広告実装に規定があるもの

以下の広告実装については、個別の基準を満たす必要があります。

(1) インターstitial広告

インターstitial広告を実装する場合は、以下を満たす必要があります。

1. ユーザーの行動を阻害しないタイミングで表示すること。
2. 広告のクリック、タップ以外で広告から離脱できる選択肢(「×」「閉じる」ボタン等)があること。
選択肢は広告に被らない箇所に縦 44 ピクセル、横 44 ピクセル以上でわかりやすく表示し、ユーザーの意図しないクリックを誘発しないこと。
3. 一画面に複数の広告を表示しないこと。
4. 広告が表示されている状態でコンテンツが利用できないこと。

(2) オーバーレイ広告

オーバーレイ広告を実装する場合は、以下を満たす必要があります。

1. 原則として画面の上下いずれかに固定すること。
2. 当社が許可した広告サイズであること。
3. 広告を「閉じる」ボタン等を実装する場合は、広告に被らない箇所にわかりやすく表示しユーザーの意図しないクリックを誘発しないこと。
4. 広告を閉じなくともコンテンツを利用できること。

(3) 検索連動型広告

検索連動型広告は、ユーザーの自発的な検索行為に連動した検索結果画面に実装する必要があります。

第3章 表記に関するポリシー

広告配信先運営者は、当社が規定する広告表記等を表示する必要があります。

1. 広告表記

以下のいずれかを広告枠内に視認可能な大きさと表示してください。

- (1) 広告（推奨）
- (2) AD
- (3) Yahoo! JAPAN広告
- (4) Ads by Yahoo! JAPAN
- (5) Sponsored by ○○
- (6) 提供:○○
- (7) PR

2. 個別に広告表記等に規定があるもの

以下については、個別の基準を満たす必要があります。

(1) 検索広告

1. 以下いずれかを広告ごとに視認可能な大きさと表示してください。

- (ア) 広告
- (イ) AD
- (ウ) Yahoo! JAPAN広告
- (エ) Ads by Yahoo! JAPAN
- (オ) PR
- (カ) スポンサー

2. 広告表記または広告配信先の広告説明リンクから、別途弊社が定める広告説明ページに遷移させてください。

(2) ディスプレイ広告

広告表記、広告説明ページ URL 等は返却値に含まれます。

3. インフォメーションアイコン

インフォメーションアイコンの実装は、ヘルプ解説に記載のある「インフォメーションアイコン実装ルール」を遵守してください。

4. データ取得時のサイト表記

当社から配信される広告を表示し、利用者の情報を取得、利用する場合は、当社が別途定める「データ取得時のサイト表記ルール」を遵守してください。